

◇ 前 田 博 之 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、会派きずな、前田博之議員、登壇願います。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 6番、前田です。2項目質問します。

1項目めは、学校教育の方向性と政策について8点質問します。

(1)、いじめ・問題行為及び不登校の実態と傾向及び対策について伺います。

(2)、学校運営協議会の制度について。

①、所掌内容及び年間の活動内容と実態について伺います。

②、活動の成果と問題点及び今後の具体的な活動展開について伺います。

(3)、タブレット端末の位置づけと活用の実態及び活用方法について伺います。

(4)、標準学力調査の目的と実施状況及び結果と考察について伺います。

( 5 )

小中一貫型学校、小中連携教育の現況と実践的教育内容及び成果・課題について伺います。

( 6 )

小学校「教科担任制」の内容と導入時期及び町としての具体的な取組状況と体制づくりについて伺います。

(7)、「授業時数特例校制度」の内容と実施時期及び町としての制度の利活用について伺います。

( 8 )

白老町教育大綱、白老町学校教育基本計画の策定状況と実行計画の在り方及び大綱・基本計画での新たな教育政策について伺います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「学校教育の方向性と政策」についてのご質問であります。

1項目めの「いじめ・問題行為及び不登校の実態と傾向、対策」についてであります。

令和2年度におけるいじめの認知件数は、小学校64件、中学校14件であり、問題行為は、数年間発生しておらず、近年ほぼ同様となっております。学校では、細かな変化を見逃さない日常的観察を行うとともに、年2回のいじめ実態調査を実施し、積極的認知と認知後の組織的な対応により解消を図っております。

不登校は、小学生9名、中学生18名であり、要因は学業の不振や家庭環境など様々ですが、ここ数年ほぼ同様となっており、早めの対応による家庭との連携やスクールカウンセラーによる相談体制の充実など、新たな不登校を生まないための環境改善に努めております。

2項目めの「学校運営協議会」の制度についてであります。

1点目の「所掌内容及び年間の活動内容と実態」についてであります。学校運営協議会

は、学校や子供たちの課題解決に向けて、学校と家庭・地域が熟議と協働を通して、地域の子供たちの成長を支えていく制度であり、その役割は、学校運営方針の承認、学校運営や教職員の任用に係る意見の申し出があります。

活動内容は、学期ごとに開催する協議会で子供たちの生活状況や学力向上などを協議しておりますが、元年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書面開催も含め年1回から3回程度の開催となっております。

2点目の「活動の成果と問題点及び今後の具体的な活動展開」についてであります。地域とともにある学校づくりにおいては、学校の様々な実態や状況を地域の方と共有したこと、また、地域の声や意見を学校運営に反映できたことが成果と捉えております。

一方で、協議会の活動を地域・保護者へより見える形として地域に定着させていくことが課題であるため、今後は、ワークショップによる教育目標の共有や学校運営への参画を推進してまいります。

3項目めの「タブレット端末の位置づけと活用の実態及び活用方法」についてであります。

タブレット端末をはじめとしたICT機器は、児童生徒の学習への興味・関心を高め、主体的・対話的で深い学びを推進し、教育の質の向上を図るために必要不可欠なものとして位置付けております。

これらは2学期から本格的に使用を開始し、タブレット上の写真や図に書き込みをしたり、それをもとに話し合ったりするなどの活用が進んでおります。

このほか、漢字や計算のドリル機能や小規模校間の遠隔授業の活用を予定しており、教育委員会としても、引き続きICT推進委員会等を通して学校の状況を把握しながら、取組を推進してまいります。

4項目めの「標準学力調査の目的と実施状況及び結果と考察」についてであります。

平成29年度から公費で実施している標準学力調査は、児童生徒の学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善のためのPDCAサイクルを確立することを目的にしております。

対象学年と教科は、小学校第3学年から第5学年が国語・算数、中学校第1学年が国語・社会・数学・理科で、第2学年には外国語を加えています。調査結果は、全国平均との差が縮まり、学年や教科内容によっては全国を上回ることもあります。算数・数学は、筋道を立てて考えることや根拠をもとに説明することが課題であり、教育委員会では、各校に配置した学習支援員を活用し、授業改善を推進しております。

5項目めの「小中一貫型学校、小中連携教育の現況と実践的教育内容及び成果・課題」についてであります。

活動状況は、教育委員会が主催する学力向上ワーキンググループ会議を2回程度開催し、各校での取組の交流や共通実践事項の確認をしております。また、中学校区毎に3回程度推

進会議を開催し、学習指導や生徒指導上の諸課題について協議しております。

これまでの成果では、総合的な学習の時間を軸とした系統的なカリキュラムの作成や、児童生徒の情報共有、小・中学校が連動した学校評価の共通項目の設定、乗り入れ授業の実施、学習規律や家庭学習の定着に向けたさまりの作成などが挙げられます。

一方で、一貫・連携を進めるための場や時間の確保と目指す子供像の共有が課題となっており、今後は、先進事例に学びながら、事業展開を深めてまいります。

6項目めの「小学校『教科担任制』の内容と導入時期及び町としての具体的な取組状況と体制づくり」についてであります。

小学校「教科担任制」は、中央教育審議会の新たな時代にふさわしい指導体制が必要であるとの答申を受け、教科指導の専門性の観点から小学校高学年の外国語・理科・算数・体育の4教科を対象とする制度であります。

本町における導入時期等は、有用性があると認識しておりますが、国から詳細が示されていないことから、現時点では検討することが難しいため、今後の動向に注視してまいります。

7項目めの「『授業時数特例校制度』の内容と実施時期及び町としての制度の利活用」についてであります。

本制度は、本年7月30日に施行が決定し、同日の文部科学省通知によると、地域の特色を生かした特別の教育課程を編成するため、教科ごとの授業時数の配分の変更を認めるものとしております。なお、現時点では、利活用について判断できる状況にないことから、今後内容を精査し、本町の教育にとっての必要性を判断してまいりたいと考えております。

8項目めの「白老町教育大綱、白老町学校教育基本計画の策定状況と実行計画の在り方及び新たな教育政策」についてであります。

教育大綱、学校教育基本計画の策定は、令和2年度に開催した総合教育会議において、前計画の検証や今後の方向性を確認し、パブリックコメントを実施後、本年4月に成案化いたしました。

学校教育基本計画は計画期間を8年間とし、改めて実行計画の策定は行っておりませんが、24の基本施策の目標値に関する進捗状況を毎年評価し、計画を推進することとしております。

また、新たな教育政策としては、前計画を踏まえ充実させることを中心としており、個別最適化された学びの充実や「白老未来学」の構築、教職員の働き方改革の推進など取り入れたところです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） まず、白老町の実態については分かりました。そこで、大まかで伺いますけれども、2020年度小中高特別支援学校におけるいじめの認知は61万2,000件で前年

度より12.6%増えているという状況にあります。いじめの防止、いじめの早期発現はもとより、いじめの被害者に寄り添い、慎重かつ丁寧に対応しなければなりません。いじめが早期に解決しなかったことにより被害がさらに深刻化して大きな社会問題となり、教育問題ともなっています。各地でいじめの重大事態が発生しています。ある地域では、いじめがあったと訴えたが、学校や教育委員会はいじめを認定しない中であって、保護者からの訴えによっていじめ防止等対策委員会が調査に乗り出す時代になっています。これらのことに対する認識と見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） いじめの認知に関する考え方についてお答えしたいと思います。

答弁の中にもあったとおり、いじめの積極的認知ということで、いじめられたことがあるかという質問から嫌なことをされたことがあるかという質問内容がまず変わったということで、嫌なことをされたという認識があった場合については、それはもう全ていじめとして認めましょうという考え方でいじめの実態調査というものが行われております。本町においても、いじめの認知について積極的に認知されるようになったことから、認知件数は高まっておりますが、いじめの認知解消件数もほぼ同じ件数解消になっております。認知した後には解消に向けて継続している件数も1件ほどある場合もありますが、大体においては認知されたものはその年度内、認知された時点から解消に向けて各校で子供たちの話を聞き、寄り添い、解消するという方向でゼロ件になるという形を必ず取るようにしているというのが今の白老町の現状としてあります。ただ、万が一それでも学校でもいじめを訴えても認知されない状況があれば教育委員会のほうに申出があるとは認識しておりますので、その部分については本町のいじめの防止基本方針にのっとって対策を取っていくということを徹底しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 課長から町内の状況を聞いたけれども、私は教育全体のいじめに対しての今の社会問題になっている部分の教育長としての見解と白老町における考え方はどうなのかということを知りたいです。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 本町における取組状況も踏まえてお答えをしたいと思います。

いろいろ他の市において大変残念な事件が起きております。これらについては決して人ごとではないという認識の下に、その都度4月からの校長会、教頭会の中で改めて自校の子供理解の在り方について指導してまいりました。私は、いじめということは子供たちの人間関係の中で起こり得ることだというまず前提の中で、いかに学校がそのことに対してアンテナを高くして一人一人の理解をしていくか、そしてそれから指導していくと、そういうよ

うなことが大事ではないかと思います。今まではどちらかというといじめをしない、もちろんそれはいじめをしない、そういう心の豊かさといいますか、その部分の指導はもちろん大事ですけれども、様々な人間関係の中で、例えば悪口を言った、言わない、体がぶつかった、ぶつからない、そういうことが今いじめとして認知している状況ですので、そういうことは人間関係の中でいろんなトラブルは多分起きるのだらうと思います。ただ、そのことが個人の問題で終わるのではなくて多くの人間がその課題を理解して解決していく、そういう集団をつくるのが大事だと考えておりました、そのことについて決して油断はしない、いじめはいつでもどこの学校でもどこの学級でも起こる、そのことに対する危機感を教職員とともに共有したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 現状認識については理解しました。そこで、私は教育長にも今質問しましたけれども、重大事態なのです。ということは今の課長、教育長の説明である程度を認めて解消していると、こう言っていましたけれども、今教育長の言ったとおりです。白老町においてもいつ重大事態に直面するか予断できません。そこで、この重大事態とはどのようなものなのか、これは承知しておく必要がありますので、その一つとして重大事態の定義、それと重大事態と判断する事例あるいは範囲、そして重大事態の取扱い、この3点をお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 重大事態の捉え方というのは一応国のほうで全部示されておりますので、本町もそれに準じた捉え方をしております。2つありまして、1つは子供たちの命あるいは心身または財産に重大な被害が生じたと、自殺をしたということももちろんそうですけれども、例えば体に傷を負わされた、あるいは物を取られた、こういうようなことがまず1つ重大事態の該当要件になります。それから、2つ目は相当期間友達との関係によって学校を休むようになったと、長期の欠席をするようになった。これは不登校につながっていくのですけれども、これも重大事態ということで示されています。ですから、こういうような具体は示されているのですけれども、問題はそれを本当に担任や学校がきちんとこのことを理解しているかということが私は大事ではないかと。本町においてはどこの学校もそうですけれども、このいじめについてはどこの学校でも基本防止ということの考え方をきちんとまとめておりますので、これは年に何回か会議を開きながら教職員と共通理解されていると思います。そして、この重大事案自体が報告あった場合、まず学校としてもう一度そのことについて調査をいたします。その調査した内容を教育委員会に報告して、教育委員会で重大事態かどうかということの判断をすることになります。重大事態だというような判断をした時点で学校に対してもう一度再調査させます。そして、それを受けながら教育委員会としては、第三機関になりますけれども、白老町いじめ問題専門委員会という組織があ

るのですけれども、ここを立ち上げてその状況について調査をしていくと。その中で今度は町長のほうに報告をすることになります。町長は、その報告を受けて内容がまだ不十分であるというような判断をしたときにはさらに白老町に、第三者委員会になりますけれども、白老町いじめ問題調査委員会という、これも第三委員会で立ち上げます。そこには弁護士であったりいろいろ心理学に詳しい方、あるいは精神科医、こういった方々を構成とする専門委員会を立ち上げ、そこでまた再度調査、そして最終的にまた町長に報告という、そういう手順を追いながら重大事態については対応していくというフローチャートを作っております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

---

再開 午後 2時09分

○議長（松田謙吾君） それでは、休憩を閉じ質問を続行いたします。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 町内で重大事態は発生していないということです。それでも教育長、いじめ防止等に関する実効的な対策や措置を諮るのは専門委員会とか第三者委員会と言っていますけれども、多くの自治体は条例を定めるところなのです。条例がなければできないのです。これは多分任意だと思います。多くの自治体は条例で定めるところによりいじめ問題対策連絡協議会、名称は別にしても、を設置しているのです。これは白老町は設置していないと思います。ですから、条例によってきちんと明確にこういういじめ問題対策連絡協議会の設置は必要ではないでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 条例によりということについては附属機関において設置するということをもまず設定しなければいけないという部分になりますので、その部分については速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 条例をつくってからでなくて、緊急事態が発生したときに条例をつくっていないから、対応できませんので、早急にこれはつくるようにやってください。

そこで、これは教育委員会のほうに入るかどうか分かりませんが、いじめの対極にあると思われるのが児童虐待です。これは親による虐待、年々増えつつある大きな社会問題になっています。子供もそうですし、小中学生も含めて、これ自体が深層化というか、してきていることもあり、関係機関の対応の遅れが批判されるケースが度々あります。そこで、お聞きしますけれども、白老町でも虐待の実態と件数及びその対応としてのガイドライ

ン、今教育委員会、これから条例をつくらと言っていますけれども、ここの場合は条例の必要があるかどうかは別にしてガイドラインあるいは関係機関との連携、取組はどのようになっているかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 児童虐待についての一番のうちの窓口は子育て支援課になっております。児童相談所との関係性がありますので。情報共有はされている中においては年間、虐待と認定する前の相談件数なのですけれども、大体25件から30件ほどとなっております。それで、そのうち一時保護をしなくてはいけないような重大な、隔離をしなればいけないような状況というのは年1件あるかないかという状況であると情報共有はされております。その部分については要保護児童対策地域協議会という、そんな協会がありまして、そこにうちの指導主幹であったりスクールソーシャルワーカーであったり等が参加して情報共有すること、それからその部分について学校においても対応が必要であるとなる部分においては関係する教頭ですとか担任ですとかも参加して、その部分について対応していくということが多いです。内容としては、どちらかというと言育を怠慢というか、なかなか面倒を見ないとか、そういうパターンの相談件数は多いのですが、先ほど申したとおり、一時保護するような深刻な虐待を受けている状況はこの数年は認知されていないと情報を把握しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、学校運営協議会です。

教育長の答弁で大まかな捉えはしていますけれども、協議会の本来の業務は学校運営協議会規則に定められています。それ自体の運用の範囲が明確でなく、手探りの状態が続いていて、実態としては運営や活動等は形骸化しているのではとの指摘もあります。この点についてどう認識されていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 本町において学校運営協議会は、平成29年に白老中学校区、平成30年10月からは白翔中学校区ということで設置して運営してまいりました。前田議員ご指摘のとおり、形骸化というか、学校の協議会の本質的な目的のところまでなかなか町教育委員会としてもたどり着けていないなという認識はあります。その部分においては、今年の校長会の中においても教育長よりコロナ禍においても学校運営協議会、地域の中で学校がどのように活動していくか、地域の方たちとどうやって活動していくかということをお大切にしていかななくてはならないという部分がありまして、その部分については今後の取組を考えていかななくてはならないという部分と、それから学校運営協議会に関するオンラインの研修がありまして、それについては全学校研修を一堂に受けるということで、この部分は一度仕切り直しと言ったら変ですが、改めてコロナ禍においてもどのように活動し

ているかというところを考えていかななくてはいけないという状況にあります。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 私のほうから、今形骸化というようなご指摘をいただきましたので、このことについて少しお答えをしたいと思います。

実はそう感じているのは私自身もそのように感じております。学校運営協議会は、ちょっと難しい言い方をしますけれども、スクールガバナンスという学校が自分たちで保護者や地域の方を交えて学校として自立していくための私は組織だと考えております。そういう自立性を持たなければいけないのですけれども、今本町で行われている学校運営協議会は、産声を上げてからどちらかといえば説明責任を中心とした中身になっています。これはこれで大事なことだと認識していますけれども、本来は説明責任の次にいろんな決定事項をしたり、あるいはいろんな活動を起こしていく、そういうことが学校運営協議会としては私は期待したいなというところなのですけれども、今どちらかといえば評議員の学校運営協議会の皆さん方の間で活発な議論が、熟慮といいますけれども、そこが本当に行われているかという、どちらかという学校長がいろんなことについて説明をして、それを承認していく、その段階なのかと。ですから、本当はそこをもう一步突き進んで、ではうちの学校の学校運営協議会としてこんなことをこれからやってみないかいとかこういう活動が必要だよという新たな活動の起点といいますか、そういうものがこれから必要ではないかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今教育長が答弁されたとおりに思います。それで、具体的にではそういう事例があるのかどうかと確認します。答弁にもありましたけれども、この学校運営協議会については、協議会の本来の業務は学校運営の基本方針の承認、学校運営、教育活動、そして教員の任用に関する意見を述べるができますと答弁にあります。そこで、意見が出された場合できる限りその意見の内容を実現するように努めることになっています。当町の学校運営協議会からこれまでに今申し上げた部分で建設的な意見や厳しい意見は出されていたか、そしてその意見はどのように反映されているか伺います。なければならないで結構です。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校運営協議会が終了した後に学校よりその報告が上がってまいります。教育委員会としてもそれを必ず確認し、内容に疑義があれば学校に確認をするということを行いますが、今までの中で私が見た中においては厳しい意見が寄せられるというよりは学校が頑張っている状況があるので、このまま継続して頑張ってもらいたいという意見はいただいておりますが、このように改善したほうがいいですとか、教員の採用に関してこういう教員を採用したほうがいいのではないかとというような意見をいただいたとい



う記憶は私のところありません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 教育長から答弁をもらっていますけれども、もう一回念押しというか、言いますけれども、学校、地域住民や保護者等が力を合わせて学校運営に取り組み、本町の教育力を高める、これも一つの大きな目的です。学校運営委員会の活性化はやっぱり大事なのです。そして、いまだに、教育長も言っていましたけれども、コミュニティスクールの認知度が非常に低くて、その意義、有効性は十分理解されていません。それで、学校運営協議会の存在も教職員や地域住民には浸透されていません。そこで、協議会自体の、先ほども言いましたけれども、形骸化の解消と実質的な活動ができるよう質、量両面の充実を図り、教育委員会自ら積極的に取り組み、やっぱり支援を行うべきではないでしょうか、学校任せではなくて。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 大まかなところでは議員のおっしゃるとおりだと思っています。ですから、教育委員会としての学校運営協議会の支援の在り方やサポートの在り方については、決して私はあとでは学校長がやってとは考えておりません。ただ、先ほどもお話をしたように、これは学校の自立性を高めていくための組織なのです。ですから、私が常々校長会や教頭会でお話をするのは教育委員会は制度をつくりましたと、でも実際にそのことを運営していく校長としてこれをどう活用していくのだと、そのことをきちんと持たなければ結局は私たちが制度をつくり、私たちが運用していく学校運営協議会では学校のスクールガバメントはなかなか育っていかないのではないかと。ただ、決して私はでは学校長一人でやってねというようなつもりも全くありません。今お話をしているように、具体的に中身についてはその都度報告を目を通させていただいています。その中で、必要があれば教育委員会としての支援もしていかなければならないと思っていますし、また前回の議会のときも議員のほうからそういうご指摘をいただいて、たまたま今コロナ禍の中で書面開催が大変多くなってしましまして、実際私たちがその会場というか、その場に出席することもなかなか状況としては厳しい状況にあります。ですから、以前いただいたご指摘は私も課長も十分それはしっかり受け止めておりますので、必要に応じて顔を出しながら、その会議の状況も把握しながら、より本来の目的に近づくような学校運営協議会の在り方について教育委員会としてサポートしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ぜひ自立できるまで手を差し伸べる必要もあるかと思えます。

次に、タブレット端末についてです。教育委員会は、この4月からタブレット教育を進めるとしていましたが、端末機の導入時期が大幅にずれしたことによる授業や学習活動への影

響と支障、そしてフォローはどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 当初4月導入できる予定を進めながらいしましたが、製品の製造自体が非常に遅れまして今回2学期よりということで、2学期から開始することに向けて準備を進めてまいりました。運用に関する部分については、どのようなものを入れるか等含めて昨年の秋ぐらいから学校のほうにはこういう研修内容、今文部科学省のほうからもいろいろなサイトですとかがありまして、そういうものが分かるように一覧にして学校のほうにも配付し、あと技術的なスキル面を上げるために参考となる資料のあっせん等を行って、それを学校の中で進めてくださいということを進めてまいりました。4月当初ぐらいに、全台が入るのは無理だったのですが、各学校に1台配付できる分ぐらいをまず確保しまして、学校のほうに実際に入るもの自体をお渡しいたしました。学校のほうでは、先生たちが授業を進めるに当たってどのようなことができるかというのをそれぞれの学校の中で積極的に取組を進めてもらえるように行ってまいりました。遅れという部分については、その部分についてはほかのまちとの比較というところではできない状況がありますが、ただほかの市町村も、近隣ですが、聞いたところによると、そんなにすごく積極的に毎時間毎時間使っているような状況とかではないというところも聞いてはおりまして、本町においても2学期から始まる中で大体の学年が1回はというか、1週間のうちに1回程度は使うような状況があるのと、高学年になるにつれて大体の授業の中で使うというようなことも見えていると確認しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 結構進んで、4月からやっている町村があるのですよね、市でも。ここでそれは議論しません。事実は遅れたけれども、それをいかにカバーするかという部分だけはぜひやっていただきたいなと思います。

そこで、1人1台のタブレット端末の配備が進み、端末利用の教育が本格化するに従って、前にも話をして教育長の答弁をもらっていると思いますけれども、市町村間の差以上に学校、学年、学級間の格差が大きくなると指摘されています。そこで、ICT、情報通信技術の活用を進めようとしても様々な情報機器の操作方法を取得しなければならず、教員の業務負担が増えています。この町もそうです。そこで、教育長はGIGAスクールサポーターの配置によって学校の負担を減らせるような対策を講じていきたいと言及していました。どのような対策が講じられていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） GIGAスクールサポーターの業務の中身といたしましては、ICTに関する制度設計からいろいろ学校の中に導入されていく部分においてGIGAスクールサポーターの役割がいろいろあると思っております。現段階といたしましては、

各学校に1人1台設定する状況の部分について、運用の部分についてGIGAスクールサポーターのほうを中心に活動をしていただいているのと、学校で何らかのトラブル等困っている状況がある場合についてはサポーターのほう窓口になりまして学校の現状を確認に行き、教育委員会のほうと確認しながら対応していただくという形を取っております。GIGAスクールサポーター、国の補助が入っているものなのですが、ここはどちらかというGIGAスクールの構想を進めるために制度を利用して運用していくということが目的になっていますので、ICT支援とはちょっと違った目的があるかとは思っております、今のGIGAスクールが導入されるこの部分について特化されている部分なのではないかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） GIGAスクールの運用方法とか何をするかということは、文部科学省も当然予算をつけていますから、やっていますよね、そのとおりやっているのかどうか分かりませけれども。では、白老町として、私もいろいろどういう体制をつくっているかよく分かりませけれども、スクールサポーターの身分、指揮命令、今課長からありましたけれども、よくわからない業務内容、きちんとこれは整理をされて行われているのかどうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） GIGAスクールサポーターの身分は、しらおい振興センターのほうに委託を出しております、しらおい振興センターの職員としております。業務内容としてはICTの環境管理業務、教員研修業務、授業支援業務、報告業務、電話相談等となっております。指揮命令につきましては、身分の管理等はしらおい振興センターですが、教育委員会に籍を置いておりまして、学校の状況等を含めて教育委員会のほうから指示を出して動いていただいているという状況です。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 人数は1名ですか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 1名です。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それで、今町内の全小中学生にタブレット等が配備されましたよね、全て。専門的な人材の手当て、配置というか、雇用というか、どうするかということに、困り込みというか、苦慮しています。これは前回から見ても。そこで、役場等の職員にもパソコン全部当たっているのです。ほぼ全員行き渡っています。専門的な職員も配置しているようです。それを含めて役場とその他の部署、全部を包括したパソコン等保守点検業務の体

制はどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 町を担当します総務課の私のほうから答えたいと思いますけれども、こちらについて今保守点検作業については、こちらもしらおい振興センターのほうに現在3名の職員をお願いして委託してございますけれども、こちらについては役場と学校等、そのほか公共施設ございますけれども、それらの部分の保守管理の作業ですとか新規導入する場合のサーバーだとかパソコン、周辺機器等の初期設定、あるいは既存のパソコン、サーバー周辺機器の設定の更新作業だとかソフトウェアの新しいインストール作業、それとそういった故障だとかトラブルの対応等について学校も含めて管理しているというような状況です。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 役場の職員も今のしらおい振興センターを総括して、ある程度パソコン等の情報機器、あるいは仕事を統括する、きちんとある程度そういう技術を持った職員はいますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今委託している部分の調整等については役場の職員がやりますし、どちらかというとな役場の情報担当の仕事というのが国や情報システムの整備だとか運用の方向性を具体的なものを決めていったりということで、実際に作業的に特化したというような意味合いではないけれども、その都度そういったマニュアル等を見ながら作業をしていくというようなやり方では、そういう部分では専門性は高いという部分で捉えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私がなぜ聞いたか、教育長、分かりますか。学校、先生も入れて1,000台ぐらい入っているのです。うちの役場は全部で300台前後ぐらいです。それに課長が冒頭言ったパソコン全体の情報の仕事をやるために職員専門1人いるのです。それで長期的にしらおい振興センターに4名頼んでいるのだ。何でそしたら教育委員会1人なの。それもしらおい振興センターに配属されて。よくよく、教育長も理事者の一人ですから、十分にこれは積極的に内部で議論してほしいと思います。それ以上私は質問しませんから。あえて示唆しておきます。

そういうことで、今スクールサポーターの話をしましたけれども、スクールサポーター以外でのICT活用の支援を行う人材配置はどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） G I G Aスクールサポーター以外では、その支援に関する

部分の職員というのは特に採用はしておりません。ただ、答弁書の中で申し上げたとおり、ICT推進委員会という形で各学校から先生たち代表1名を推薦していただいて、その委員会を立ち上げております。その目的としては、各学校でいろいろ差があります。たけている先生がいる学校もあれば苦手な学校もあるということを重々把握しておりますので、そこが先進的にやっている学校の事例を推進委員会の中で共有して、実際にやり方等を共有して進めていくということで町内の学校の差がなくなるような形を取っていきたいということと、教育委員会として学校が一番困っていることを即座に対応できる場所として、情報収集の場として活用するというのも目的として行っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 学校にICT推進委員会がありますけれども、私が質問している趣旨と若干違うのです。それで、ではお聞きしますけれども、文部科学省にICT化を支える人材支援事業としてのICT支援事業があります。この事業内容、財政措置、あるいは事業の流れ、ICT支援員が何を、主な業務、これはどういうふうには押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ICT支援員というのは地方財政措置がされているということで、文部科学省で平成28年から5年間の計画の中で配置することということで示されているものになっております。財政措置の基準としては4校に1人ということなので、本町でいうと多分2人というイメージになるかと思えます。業務内容としては事業計画の作成の支援ですとかICT機器の準備、操作支援、校務支援システムの活用支援、メンテナンス支援、研修支援など示されております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ここが大きな問題なのです。私はこれを議論しているのです。せっかく文部科学省にこういう制度があるのになぜ活用しなかったのかと。白老町に2人もあったのです。そこで、ICTの専門的人材の活用と確保ですけれども、3月議会で古俣副町長は、教育に携わった経験を基に専門的な人材活用が必要だとしてこう言っています。専門的な人材の導入にはしっかりと結論を導き出したいと前向きに答弁しています。多分結論は出ているかもしれませんが、後で聞きますけれども、私のほうから人材確保の案について3点ほど申し上げたいと思います。1つは、多分これは教育委員会も一つの大きな壁になっていると思いますけれども、ICT関連企業からの人材派遣や招聘、これには相当な人件費を要します。しかし、必要であれば当面は期間を限定するなどして私は確保すべきだと思う。2つ目、町には専門性を有する職員を採用できる任期付職員制度の制度を有効に活用することです。これは、4月にスタートした財政改革推進計画かな、あの中にもうたっています。こういうふうに制度はあるのです。もう一つは、これはITのことなのだけれども、

私はいいことだと思うのですけれども、自分では。特に大学の大学院生と講師による混成チームを編成して、その勤務体制を、一応これだから、シフト化して図って人材を確保する、そういう白老方式的なシステムをつくったらどうかと、こう思いますけれども、これはまだあると思うのですけれども、こういう選択肢があるのですけれども、今言った3つだけでも検討する余地はありますか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） IT支援員の配置についていろんなご提案をいただいて、大変私自身も勉強になりました。今回私もいろいろ調べてみる中で、このICTの支援員というのは全国配置でまだ4割ぐらいなのです。6割はまだ未配置になっています。本町もそのうちの一つなのですけれども。その未配置の理由があります。それは、1つは今財政的な人件費の問題もあります。あと、もう一つ大きな課題というのは人材の問題なのです。ですから、ただ単に保守点検をするような、するよなと言ったらおかしいですが、そのことだけにたけた方に来ていただいても、これは教育という側面を見たときになかなか厳しいものがあるだろうなど。求める内容としては、もちろん保守点検、メンテナンスということもありますけれども、いろんな教材の開発であったり、あるいは時によっては教職員の研修をやったり先生方と一緒に授業づくりをしていくというような、そういうような教育者としての側面が非常に強く色濃く出ている、そういう職だと考えています。そう考えたときになかなか、今議員のほうからもそういう数々の提案をいただきましたので、我々も最初からそれは無理だというようなスタンスではなくて、いろんな方法、あるいはまた違う方法もあるかもしれないし、模索はしていきたいとは思っているのですけれども、実際ここ一、二年の動きの中でなかなかここにヒットしていく人材というのは本当に難しいなというのが実感と申しますか、実態も含めて実感しているところであります。ただ、議員から何回も支援員の重要性や必要性についてお話いただきましたけれども、そのことについては私どもも十分理解はしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 古俣副町長、何かありませんか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ただいま教育長のほうからもありましたけれども、私ども行政と申しますか、町長部局のほうもしっかりと、教育委員会の中でのことにせず、本町の教育活動がしっかりとなされる方向で検討しなければならないということでの押さえは十分にしております。ただ、今教育長が言ったように、単なる財政的な、お金を出して人を採用するというだけの問題ではなくて、その人材そのものが不足しているということも実際的な話なのです。ですから、いろんな形で検討はしていかなければならないし、制度的なものも含めて今ご指摘のあったような文部科学省での支援員の在り方も捉えながら、本町として

も教育委員会と連携を十分図りながら、その獲得に向けて進めてまいりたいなということ  
は十分認識はしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 確かに人材確保が困難な状況は理解します。しかし、子供たちのた  
めに万難を排して人材を確保していただきたいなと、こう思います。

それで、現実には白老町で起きている場合もあるかも分からぬし、他の自治体を入れて先進  
的に入れているところもあります。そういうことを踏まえて何点か課題が浮き彫りになっ  
ているのです。先ほど答弁をもらったことを理解した上での質問ですけれども、学校現場で  
はICT化というタブレット端末を活用する中で、この主たるというか、改善点や課題が  
種々指摘されています。4つ言います。1つはパソコンやタブレット端末を導入したものの  
起動が遅い。2つ目、思うように教材の準備ができない。3つ目、児童生徒の学習進捗状況  
が把握できない。4つ目、機器の自宅への持ち帰りという問題があります、特に。そこで、  
伺いますけれども、この4点について白老町の状況と、どのような解決策を講じているの  
か。これは専門的な職員もいなければ、人的配置もしなければ、学校だけではできないけれ  
ども、教育委員会としての役割だと思うのです。どうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 起動が遅いというところについては、本町においては開け  
るとものの何秒かで起動ができるような状況になっております。

それから、すみません、今4点あったうちの2点ほどしか、申し訳ない、記憶がちょっと  
なかったのですが、子供たちが学んでいる状況が把握できないか、できるかというところ  
についてはできる状況にありまして、グーグルなので、クラスルームがありまして、その中  
で子供たちがいろんな振り返りの中で意見を出したものが大型提示装置の中にどんどん反映  
されていって一斉に子供たちがその状況を見れるというような状況になっておりますの  
で、その部分については確認ができることとなっております。

あと、持ち帰りの部分については、今のところコロナの状況を想定してというか、緊急事  
態的に2週間以上の休校等が想定されたときのことを今想定していますが、どちらにして  
もいつ持ち帰りの状況が出てくるか分からないということがあるので、今後の中で一度お  
試しの持ち帰りという状況をする中で、その精度というか、運用について定めたいと考  
えております。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） もう一点は、教材の準備に時間がかかるというようなご質問です。

確かに、新しいこういう機器ですから、慣れるまでに時間がかかるのだらうと思うので  
すが、基本は先生方が何か新しい自分たちの教材をパソコンを使って開発していくとい  
うよりも、いろいろ今ある、例えばデジタル教科書も含めて既存の教材をこのタブレットを使っ

で活用していくというレベルですので、当たらないということではないと思いますけれども、きっと慣れてくるとその教材の活用の仕方というのは、一定限先生方のスキルが上がることによってこの辺の時間が随分短縮できるのかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうような流れの中で取り組んでいるということは理解します。

そこで、今質問して答弁をいただきました。それ以外にそれぞれの問題があると思うのですが、そこで町としての方針や対策を早急に構築すべきだと思うのです、現場の声を拾って。教育委員会という意味です、学校でするのではなくて。そこで、3月議会で白老町の学校教育の情報化推進に関する方針を別途設けて進めていきたいと、こう言っているのです。今日の答弁では我々は実行計画の策定を行っていませんと言うけれども、これが今言っている情報化推進に関する方針にイコールなのか分からないと、これは別だと思っています。そういう形で3月に、もう一回言いますけれども、学校教育の情報化推進に関する方針を別途設けて進めていきたいと、これは教育長も担当課長も言っています。そういうことで、では同方針の策定状況、概要、どうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 計画に関しての進捗状況ですが、まだ成案化になっていない状況ですが、案としては一度学校のほうに示した中で質問と意見をもらっている状況になります。目標とすること等を定めまして、方針や取組等を基本方針を4つ設けた中で計画を定めて進めていくこととしております。この秋、9月ぐらいに成案化を目指して進めていくということで、この部分については今後議会の皆様にもお知らせしなくてはならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） この辺で聞きますけれども、学校教育長、9月と言ったよね。そうすると、課長はこう言っているのです。情報化推進方針に沿ってステップワン、ステップツー、ステップスリーという形で進めていきたいと、こう言っているのです。このステップワン、ステップツー、ステップスリーというのは9月に成案化される中でどのような特色というか、目玉になるのか伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 活用に関する部分でステップワン、ステップツー、ステップスリーという意味でお伝えしていたところなのですが、計画の中で授業で活用するICTの活用事項というものを示しておりまして、一斉学習ですとか個別学習ですとか共同学習ですとか、このように導入する学年がこの部分から導入をしてくださいねという



ような形で示していることと、それからスキルに関する部分も、最低限この部分については、例えば1年生からはここができるようになるようにとか中学生が終わる頃までには全ての事項ができるようにというようなことを示すという形で学校に示しているという状況になります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは、もう一つ聞きます。

今の成案ができますから、その中でどういう方向性が見えるかがまた議論されますから、それ以上言いませんけれども、これは一番大事なことなのです。

次に、タブレット端末を使つての家庭学習です。7月からの授業と言いました。私もよく分かりません。この件についても3月会議でタブレットの持ち帰りのルールや家庭学習の活用方法等マニュアルを整備し、タブレット内の学習ソフトやグーグルのアプリ等を活用した家庭学習を段階的に取り組んでいくとしていました。もう6か月たちます。これは具体的な取組と進捗、あるいは保護者に対してどのような周知なりになって具体化がされているのかどうか伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 持ち帰りに関しては、先ほどお伝えしたとおり、今後の中で一度お試しの持ち帰り等を行いながら、持ち帰りのまず併用のルールというのを今年度中に定めたいと考えております。家庭学習の活用については、今の学校での活用状況等を踏まえた中で、家庭学習として活用していく部分、有効活用等の効果等を検証しなければ、なかなかそこまでまだ今いけないという状況があるので、家庭学習については引き続き検討する時間が必要だと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） これは教育長、先ほどの情報化推進方針、9月と言いました。今質問した家庭学習のタブレット端末の取扱い、持ち帰りは今試してみたいけれども、それは別にしても本年度中と言いましたよね、3つ言ったものに対して。若干うちの教育委員会としてそういう作業が遅れているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。苫小牧市辺りはかなり進んでいるということを私も電話で確認したらやっているのです。比較する意味ではないです。そういう部分からいけば、情報化の具体的にこうやって進んでいる中で、計画が全てだとは言いませんけれども、計画づくりだとか家庭に対するタブレットの使い方は本年度中と言いますけれども、どうなのでしょう。もうちょっとスピード感を上げて、せっかく入ったものですから、適宜対応できるというような、そういう形の体制というのはできないのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今本町の取組についてのご指摘をいただきました。職員として学校教育課も、それから教員も含めて、本当に9月からの導入の、この短期間の中で活用も含めて随分取組が進んでいるなどというのは実際私も学校に足を運んで子供たちの取組状況を見てきて、子供ってこんなに早く適応できるのだという感想を持っていました。ただ、今ご指摘のように、それを運用していくいろんなルールづくりですとか約束をきちんとつくっていくという部分に関しては遅れているというご指摘については真摯に受け止めたいと思います。ただ、いずれにしてもその辺のところをある程度きちんと決まりをつくってから運用していくというよりも、運用しながら様々な課題がやっぱり出てきているのです。そういうものを踏まえながらルール化していくというようなことも手法としてはあるだろうなどと思っております。ただ、いずれにしても著しくうちの町の子供たちがこういったICT教育に関わって不利益を受けることのないように、その辺は十分学校と私どももお互いに襟を正して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ぜひ学校教育課長、ICT支援員とか事務レベルで教育長とか副町長のほうに積極的に企画書を持ってやってくれと言ったほうがいいです。結果的には自分たちがそういうことになってきますから、議会の皆さんも応援していると思いますので、ぜひ子供たちのために前向きに仕事を整備してほしいなど、こう思います。

それで次に、白老町の標準学力調査についてですけれども、全国学力・学習状況調査、全国学力テストの結果の概況として児童生徒の正答率の推移、領域別の結果概要に関して図集やグラフで調査結果を公表していますけれども、白老町標準学力調査の結果をどのような形で集計、集約して、どのように公表していますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学力調査の結果については、町のホームページで毎年公表させていただいている状況になっております。これは平成29年度から公表している状況になっております。調査結果につきましては、グラフで示している場合もありますが、示し方としては学年の傾向、その部分について文字で表記している部分もございます。30年度については小学校、中学校ともに棒グラフにおいて状況をお示しし、31年度につきましては全国を100としたときの折れ線グラフの状況でホームページで示させていただいているというところと、あと文字としてその傾向等について公表を示すという形で公表しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私質問するのにホームページを見たのだけれども、今でも載っていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ホームページに載っているかということですか。載っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それは失礼しました。私が見たときに見えなかったから、聞いたのです。分かりました。では、そういうことでやっているということですか。

それで、ではそこから問題なのだけれども、白老町の小中学生の学力を測定するために学力検査としての全国学力テスト、それと今白老町の標準学力調査を置かれています。それぞれの調査の目的、考察の視点、目指す方向はどのように差別化されていて、この2つの究極の目的の整合性はどのように図られていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 調査の目的については2つあります。まず、各学校が自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るということと取組を通じて教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立すること、2つ目として各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てるということ、この2つを目的として標準学力調査は行っておりまして、この部分についてはPDCAの中で、例えば3年生が受ける場合についても同集団を経過で追っていくと、3年生がだんだん4年生、5年生と上がっていきますので、その部分については同集団を比較しながらなぜこういう結果になっていくかということ各学校で把握し、その上で教育委員会とともにその結果をどのように改善していくかということを検討するという形を取っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は今学力テストはこうだよと、標準学力テストはこうだよと、だから学力テストはこういう公表をしていますよと、標準学力テストもしていますよね。だから、それをしたものをどう教育委員会のほうで、方向性が違うと思うので、それをどう差別化して、それを一つにするのにどのようなことにいくのですかということを知りたいのです。ただ個々にやって、今課長が言ったように点数とか何か見てどうだよというのではなくて、その2つがどこで整合性を合致して学びを保障して学力向上につながるのかということを知りたいのです。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員が言われている2つというのは、1つは文部科学省がやっている全国学力・学習状況調査、そしてもう一つは本町で実施している標準学力調査、このことを2つとおっしゃっているのですね。これは差別化は図っていないのです。この狙いは全て同じで、学習指導要領というのがあります。その学年で学ぶべき内容が全部教科によって

定められています。それがどの程度子供たちが定着しているか、それを国で調べているのが文部科学省でやっている全国学力・学習状況調査です。そして、公費でやっていただいているのがうちでやっている標準学力調査です。ですから、目的はあくまでも子供たちが今1年間の学習を終わってどの程度学習指導要領の内容を理解しているかを把握すると。そして、そのときに把握した状況で当然まだ、習得している部分もありますけれども、未習得であったり、あるいはまだ理解できていない部分というのが明らかになりますから、ここの部分を素早く学び直しをして、次年度理解できないままどんどん、どんどん学年が進んでいくのではなくて、できなかったところを素早く学び直しをして子供たちの学力を、学力といいますか、学習を一定限理解させて次の段階へ進んでいこう、それがいわゆるPDCAサイクルとなります。ですから、今言われたように、あくまでもこれは本町で子供たちに目指している学力の姿があります。これに向けて今自分たちが日々授業をやっているその結果を見るわけです。この結果が出てくるわけです。全国テストも標準学力テストもどういう状況なのかという結果が出ますので、教員はそのところをもう一度、自分の授業を変えていく、そして子供たちは分からなかったところをもう一度理解するようにしていく、そのためにこの2つ。それで、今までは全国学力・学習状況調査は6年生と中学校3年生の2回しかやらなかったもので、ここではなかなか、では小学校1年生から5年生までどうなのかとか細かい見方ができませんでした。それで、公費をお願いして小学校3年生から5年生までは公費でやっていただいて、そして6年生は国でやる、中学校1年と2年はまた公費でやっていただいて、中3は文部科学省のテストをやるということで、連続して子供たちの学習状況を捉えながら授業改善に生かしていこうという狙いで行っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） では、簡単に言うけれども、白老町の教育委員会にスタンダードがありますよね。これを見たら令和2年かな、改定しています。前回のほうを見たら省略化されているのだけれども、そしたら今教育長がそれぞれのテストの部分が学力をもって一つの方向にいくよと、それに対していろいろな点検をして段階的に積み重ねていって一つの目標にいくよというようなことも、そうするといろいろな両方の調査の考察によってその成果と課題について整理されると思うのだけれども、それがでは白老スタンダードに反映されていくということではないのですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 反映されていくというよりも、このスタンダードに基づいた授業を行っていった、そのことが結果としてどうなのかというのを見るのが標準学力調査であったり全国学力・学習状況調査です。ですから、これは一応3年ごとに見直しをすることにしています。3年間同じやり方で、授業であれば3つのポイントで今年白老町ではどこでもやるよと。そのやった結果を具体的に評価していく、見ていく数字が標準学力調査であった

り全国学力・学習状況調査。ですから、これがやっぱり全国を越えていくという一つの目安を持ってやっていますので、その時点である程度うちとしてはこのスタンダードが達成できたという、そういう評価につなげていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 分かりました。

では次に、小中一貫型教育についてです。これで保護者等から何に取り組んでいるのか分かりませんということが非常に声が聞こえてきます。教育委員会にも行っていると思います。そこで、本町の小中一貫教育の具体的な実践の取組としての目標を一貫性ある経営方針を策定し、PDCAサイクルで評価すると、こうなっています。この同方針の主な内容と、私は承知していませんから、聞くのですけれども、方針とその取組状況、そしてこれは成果というのは出ているのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

---

再開 午後 3時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ質問を続行いたします。

安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 一貫教育に関わる意義や必要性については28年の6月会議で前田議員のほうで私がお答えしておりますので、そのところをもう一度復唱させていただきたいと思います。また、具体的な成果については鈴木課長のほうから後ほどお答えいたします。

白老町における一貫教育の意義と必要性についてでありますけれども、3つありまして、1つは本町の課題でもある中学校進学時の不登校増加、いわゆる中1ギャップを克服するため、生徒指導のほかに教育内容や教育方法の連携を充実させ、小学校から中学校への滑らかな接続を図ってまいりたいというのが1つです。2つ目は、児童生徒の確かな学力を育むため、今後小中学校の教員が連携し、専門的な指導の充実や児童生徒の学習に対してきめ細かな指導を行ってまいります。3つ目は、義務教育9年間を通した豊かな学びを創造するため、児童生徒が減少する中、小学校、中学校の垣根を越えて地域との連携を一層充実させながらふるさと白老に愛着と誇りを持つ児童生徒を育てまいりますと、このようにお答えしております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） これまでの成果といたしまして、学校としては全教職員で小中の成果と課題を共有することと、9年間を見据えた教育課程の編成に向けて効果的な教育活動を提携する連携、協働体制が浸透してきているというところがあります。先ほど答

弁もさせていただきましたとおり、体系的なカリキュラム作成ですとか児童生徒の情報共有ですとか連動した学校評価の共通項目の設定、それから乗り入れ授業、学習規律や家庭学習の決まりの作成などが成果として挙げられております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は答弁をもらったのを十分承知して質問しているのです。なぜかといったら、次に質問しますけれども、児童生徒の少人数化、あるいは小学校における教科担任制、これからまた詳細質問します。答弁をもらっていますけれども。それと、授業時数特例校制度、これを導入することによって小中一貫教育の果たす役割は大きくなると、こう文部科学省も言っているのです。当然そうだと思います。今言った3つの目的が達成されているとかは別にして白老町もうたっています。そこで、今の中1ギャップも分かって、前にも質問していますから、これの教科担任制、この導入の目的の一つにも中1ギャップの緩和を挙げているのです。それはなぜかといったら中学校の環境へのスムーズな移行が可能となるなどの効果をうたっているのです。そこで、先ほど教育長が目的を答弁、今冒頭の答弁、課長の答弁したことを十分理解した上で、これは正直な話、あとは表面的な問題なのですよね、やっているのは。悪いけれども。本当の核心に触れた部分でいくと、今言ったように中1ギャップの緩和も図られて、今言った教科担任、あるいは授業時数特例校、そういうことをやると中学校の環境へのスムーズな移行が可能となると、効果があると、こう言っているのです。そこで、次年度以降こういう新しい制度が入ってきますから、では白老町の小中一貫型教育はどのように進展すると考えているかという、今の枠から外れてです。こういう制度の中で白老町が考える小中一貫型教育はどうなるのということを聞いています。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員からご指摘された点というのは、私も先ほどの学校運営協議会のときもご答弁したのですけれども、本町でこういった連携一貫型あるいは連携教育に取り組んでいるのだけれども、具体的な進捗状況というのか、やっぱりもっともっと見えてこなければいけないのではないのかというところは、これもまた年度初めの校長会で、あるいは教頭会でお話をしたところです。具体的に言いますと、いろいろ連携あるいは一貫型、様々な言い方はありますけれども、私が究極的に一番望んでいることは学習連携なのです。これができれば一貫教育はほぼできたと言っても私は過言ではないと思っています。子供たちが1日学校で過ごす大部分は学習です。この学習が小学校の学びから中学校の学びにつながっていくということは、子供たちの生活がほとんどつながっていくということになると私は思っています。ですから、本町の目指している一環というのは秋田型の授業を今本町で取り組んでいます。これを基軸として、これを中心軸にして、どこの学校でもどこの学級でもそうした秋田型の探究型の授業が展開されていく、それは小学校から6年間終わって次に中学校へ行っても同じような、教科を超えてそういう学びができる、そういう形の一

貫型を私はつくりたいと。それが本町の一番特色といいますか、目指しているところだと。それに付随して様々な家庭との連携ですとか生徒指導上の課題ですとかそういったものも当然ありますけれども、本町を目指している一貫教育、一貫型の中心軸は、あくまでも学習連携だと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私もそう思います。今力強い答弁がありましたけれども、学習連携、これを進めることによって中学校に行ったときの一步上を目指した学習を保障するというのか、そして学力向上につながって白老町の子供たちの未来が広がると思いますので、ぜひやってほしいのです。今安藤教育長が言われたことは私もそう思います。ただ、事例としてせっかく古侯副町長は教員の時代に先進地としてむかわ町の中高型の連携の初めての校長として行って、事例を知っているのです。そういう経験からいけば、今安藤教育長は私はそうだと思いますけれども、経験から、ではこういう部分も足したほうがいいとか、やっぱりそうだという部分の、今の教育長の答弁を聞いて何かありますか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 確かに白老町から急遽途中で中高一貫型の全道で始めるときにむかわ町に行かせていただいたのですけれども、小中の一貫型も、それから中高の一貫型も、いかにして今教育長が話された学習連携ができていくかという辺りが一つ大きなことだということは、私も小中一貫型を始めるときにも中高一貫型で学んだ部分を基にしながら考えていたことなのです。それは学習が主体だと。ただ、中高の場合は、今度は進路選択というのが非常に大きなことになってきます。そういうことから、もっと大きな派生する学習活動といいますか、それをいかにして確保していくかというところが中高の連携の一つの大きな考え方にしていかなければならないと思っています。今本町は、これまでやってきた秋田県の授業、探求型の授業を中心にしながら、学習連携を主体にしながら、そこに付随するのは様々な生徒指導のこともあるだろうし、地域との連携のこともあるだろうしというところで白老学というか、そういうことも含めてつながっていつているように一つ思っています。特にこういうような地域型の連携型というのはやっぱり地域性も含めてしっかりと連携がされていかなければならないと思っていますので、今教育委員会で進めていることが非常に大きなことにつながっていくのだろうと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、教科担任制について。

答弁では現時点では検討することが難しいと言っていますけれども、文部科学省はいろいろな事例を出したり対策的なものがあるのです。それを見たりして、もう来年の4月から導入するということが報道もされているし、決定しているみたいだけれども、そこは間違い

ないですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） これも私も先日見た新聞によると、情報のほうが先行しているという感じがします。具体的には8月30日に文部科学省は財務省に対して概算要求をしたと報道されています。その中で、今議員がお話をされているような高学年における教科担任制の教員配置も含めて要請しております。ですから、今後財務省との折衝を経て具体的に何人ぐらいの配置になるのか、配置ということの方向性はほぼ間違いないと思うのですが、具体的に北海道で何人配置されるのか、胆振だとどうなるのか、あるいは白老の規模だと配置されるのか、しないのか、その辺も含めて状況が見えてくるのは大体来年の2月か3月ぐらいなのかと。ただ、これは一度制度が始まったら継続的に取り組んでいく、そういう制度だと思いますので、初年度どういう状況なのかということは、もちろん白老町としてもこうした配置については積極的に手を挙げていきたいと思っておりますけれども、全道的な状況がまだ今見えない中で、ここでどう対応したいということはなかなか答弁のほうはできない状況であります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は、4月は無理かなと思っております。いろいろ質問事項を整理してきたのだけでも、今の答弁を聞くと具体的に言えないですよね。そうすると、2月か3月、二、三点確認だけしておきます。そうすると、教科担任制の目的の達成の鍵は教員の定数配置が、今は白老町はまだ何人と決まっていないみたいだから、各校にあると思うのです。そして、町内の小学校の教科対象ごとの配置人員がどうなるのかということです。もしその辺を押さえているのなら答弁を欲しいことと、もう一つは前回も議論して教育長も答弁していますが、この人材確保です。現状からいけば教育員志望者の減少と教員不足の状況が起こっていますけれども、これらのことの認識をした上で、そしたら実際に担任教科の教員の配置があるのか。あるいは、スタートしたけれども、モデル校的なところに行くけれども、人が足りないから、駄目だという場合もあると思うのだけれども、それは後でまた質問しますが、その辺の認識はどうなっているのですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 学校の定数については、特別支援学校の子供たちもおりますので、なかなか今の段階ではまだ確定できない状況にあります。それからあと、今お話をしたように、考え方としては大変重要だと思うのですが、実態といいますか、運用に関しては免許の問題があるのです。これは、小学校の教員でありながら専門的な指導を行いますので、恐らく中学校の免許も必要になってくると思います。ですから、今国のほうではそういったものをなるべくハードルとして下げるように免許法の改正も含めて動いていくのではないかと思います。議員がおっしゃるように、人はいいよと枠があったとしても、では具体



的にそういう免許を持っている先生がいるのかどうか、それからただ先生を充てるのではなくて、一定限指導力のある先生を充てない限りは本当の趣旨というのは多分なかなか難しいと思いますので、そういった意味では本当にまだまだこれから越えていかなければならないハードルはたくさんあると思っています。ただ、35人学級が小学校でこうして実現しましたから、やがてこういうことも一般的な制度として定着していくところについては大いに期待をしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 答弁が分かった上で、これは確認だけしておきます。

これからの白老町としての今の部分に対する教育政策をどうするかということだけ確認しておりますけれども、先ほどICTの支援でも人材確保の議論をしました。そうすると、今後白老町が今の教科担任教員が配置基準に達しなかった。ありますよね。あるいは、段階というか、先ほど教育長が答弁しました遅れて配置になる、人員がないから。そういうことが考えられます。そして、教育長が言ったように、ある程度教師の条件がそろったという前提です。そういう場合、町独自の教育施策として、この制度が始まったときに先生が不足した場合に町の単費で教科担任教師を配置するという事は視野にあるか、考えられるか。やはり実行しないと子供たちに学力が差がつくと、だからしなければいけないのだと。その辺はどうですか。これはもう一回具体的に決まったら質問するかどうか分かりませんが、これは大きな問題なのです。この辺を十分に熟知して、今から全体の中で協議する必要があると思いますけれども、こういう部分についての町として単費として、来なかった場合です。そういう場合はそういう考えがあるかどうかで確認しておきます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 考えがあるかないかという大変厳しいご質問なのですけれども、環境を整えていくということは教育委員会として必要なことだと思います。ですから、直接的に、教科担任の配置に今議員のほうは絞られていますけれども、教育委員会としてはもちろんそのことの必要性も感じておりますけれども、これから始まっていく様々な教育課題に対応していくその環境を、限られた財源がありますから、その中で本当に有効な配置というか、環境整備に努めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今教育長から財源の話があったから、本当は財源の話をしようと思ったのです。財源はかなりあります。この前の9月の補正予算の議案説明会でも交付税、あれは交付税で3億1,000万円ぐらいかな、それと留保財源が2億7,000万円、財政調整基金12億5,000万円あるのです。それで、特別交付金が今のまま去年と予算計上をやると1億5,000万円ぐらい上がってくるのです。だから、特別な災害がなくて今のまま予算執行すると、財

政調整基金を除いても12億円ぐらいあるのです。これは使い方の問題ですから、お金がないわけではないのです。これまで5億円前後ずっと繰越しをしていますから、そういう部分を十分踏まえて財源はあるのです。子供の将来を保障するのは私たち大人の務めなのです。これは使い方なのです。ぜひ考えてほしいと思います。

時間がありませんけれども、そこで教育大綱と学校教育基本計画についてであります。教育大綱は、誰がどのようにして策定することになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 教育大綱は、その自治体の首長が策定するものとされているものです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうです。先ほどの答弁の中にも総合教育会議とありましたけれども、総合教育会議において町長は重点的に町の施策を講ずることができます。そこで伺います。総合教育会議を設置、そして教育大綱を策定してから6年ほどたちます。総合教育会議の中で戸田町長はどのような教育政策を主張してきましたか。そして、この会議を通して町長は特にどのような施策を打ち出しましたか。今答弁があったように、教育大綱は町長が決めることになっています。総合教育会議の中で町長が施策をつくれるという明文がありますので、その観点から町長にお聞きしています。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老町の教育大綱の大きな視点では、白老町らしいという、ちょっと抽象的になりますけれども、白老町らしい教育大綱の実現ということを目指しております。基本計画の中にはるる政策もございますが、白老町らしいというのは先ほど教育長が話をしてきた秋田型とか、そういう特徴を出していく白老町スタンダードの学習等々もこの教育大綱の中に入れて進んでおりますし、教育委員の皆さんと一緒に考えて大綱をつくるということですから、その会議の場には学校現場や白老町の教育に対するいろんな方々の考え等々も盛り合わせて教育大綱をつくっているつもりでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは、教育政策についてですけれども、これまでも議論してきていますけれども、指導要領の改定なんかをして今の英語やプログラミング学習、それでこれまで議論してきましたタブレット端末、ICT教育、それに教科担任制、授業時数特例校制度など学校教育に新たな制度や政策が次々と打ち出されています。教育長も前回時代が変わっても流れは変わらないということを言いましたよね。そういうことで次々と打ち出されています。非常に変わってきていますけれども、それらの新しい施策は、この4月に策定された白老町教育大綱や学校教育基本計画で具体的にどのように反映し、位置づけられ

ていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 大綱及び計画についてなのですが、本町の計画の上には総合計画があり、また参酌する計画としては国がつくっている教育振興基本計画、それから北海道がつくっている計画、様々なものを検討しております。新しい政策等を含めて、国がしている方向性等も鑑みて、その中で今まで本町が計画に基づいてやってきた部分に間違いがないというか、そこはきちんと沿ってやってきたという考えの下、その中で新しい政策をどのように入れていくかということは考えておりますが、大きく今言ったような新しい制度等についての文言は載せてはおりませんが、その部分についてはこの計画の中でやっていけるか実行していける内容として計画を策定したと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言っているのは先に見越して学校教育基本計画をつくったのか、その後、今出ているのか分かりませんが、それを目安にして計画を推進するという言い方をしたけれども、私は別だと思えます。やはりはっきり整理をして入れていくべきだと思えます。そうすると、議論してきた事案についてはこの学校基本計画への追加や修正はしないということですか。これだけ大きな問題を担当課長の腹に入れておいて教育計画を実行するということですか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 見直しについてしないという考えということは思っておりませんで、計画期間が今回8年間という長い期間ですので、中間年度に見直しを必ずすることとしておりますので、そこへ向けて必要に応じては社会情勢に合わせた計画の見直しは行うべきだと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言っているのはこの部分で、教育長も教科担任制は分からないと言っていますよね、始まりが。授業時数特例校も答弁があったとおりです。これもうちはやらないと。質問しないけれども、このしなかったことによって子供に学力の影響はないかということを質問しようと思ったけれども、しませんでしたけれども、こういうもの、あるいは先ほどICT教育の実施計画みたいなものをつくらないと、こう言っています。そこではなくて、学校教育基本計画の中にこういう新しい制度ができれば当然教育委員会の姿勢として、そのままでは困りますけれども、ある程度の方向性をきちんと追加なり修正すべきではないですか、8年間何もしないということではなくて。4月にやったのでしょうか。もう追加、修正できないのですか、絶対に。ましてやその上の教育大綱は計画期間が決まっていないのです。そうでしょう。そうすれば、この中に、4月から制度が始まるのになぜ入らない

のですか。検討してみてください、子供たちのために。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） この中身をよく御覧いただきたいのですが、今議員のほうで指摘された本当に直近の教科担任制ですとかそういった話題はもちろん載っていませんけれども、GIGAスクールにしても働き方改革にしても載せてあるのです、この中に。ただ、その表現は、GIGAという言葉はもちろん使ってはいませんが、ICT教員に関わる重要性、ですからきっとその具体具体で、例えば教科担任制の問題なんていうのはこういうところに入れるべきなのか、あるいは毎年年度初めに教育委員会として各学校に重点を示しています。ですから、そういうレベルの具体的なものと、それから4年間、8年間、教育委員会としてある程度継続してやっていくものと、その辺のところはある程度差をつけていいのかと考えていますし、また重点が今後もしかすると継続されてこの基本計画として位置づけられていく、そういうようなことも当然あるのかと思っています。いずれにしても、決して今日的な教育課題に対して教育委員会としてそこは手をつけないということではなくて、計画はもちろんありますけれども、いろんな場面で具体的に学校のほうと連絡を取りながら課題については解決していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言いたいのは政策として教科担任制度も教育長が答弁されたような形です。私は一步踏み込んで言ったのだけれども。では、基準によって定数が来なかったときに白老町はどうするのと。子供をそのまま置いていいのかいと。そういう場合、この基本計画の中でこういう制度があるよと、だから白老町としては確保しますとか一つの方向性がないと、誰が見るのですか、計画。マスターベーションではないですよ。そういうことを私は言っているのです。だから、そこはかたくなにならないで、4月にスタートしたばかりで来年のまた4月から新しいのが出るのだから、そういう柔軟性のある教育計画を考えるぐらいの幅は持てないのかいと言っているのです。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 決して硬直化しているつもりはないのですが、ただ4月につくったばかりです。それが1年もたたないうちに計画の中身がころころ変わっていくということに関しては、もし本当に計画自体が持っている不十分さがあるのであれば、それはきちんと補完していかなければならないと考えていますし、そこに対しては決してとどまるものではありません。ただ、今言われている中身については包含しているという、そういうご理解をいただきたいのと、それからその辺の計画の在り方について短期的にどンドン、どンドンいろんな制度が変わっていったり取り組んでいかなければならないものと、それからもう一つはある程度中長期的なスパンで取り組んでいくものと、その辺のところについては今回4月に一回整理しましたので、少なくとも1年後、2年後についてももう少しこの

計画についてしっかり取り組んでいくと、その後にもた見直しはしていきたいと。ですから、決して8年、4年というスパンにこだわっているわけではありませんので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 最後にします。

それと、今見ましても白老町教育大綱は計画期間を定めないとしているのです。そして、白老町学校教育基本計画は2021年度から2028年度までの8年間になっています。これは4月からスタートした基本計画が国の政策と町ならではの重点的な政策を複合させるなど、ここです、先見の明と大局観を持った実効性の高い学校教育計画にぜひしてほしいのと、その実現がかなうことを私は切に願っているから、こういう質問をしているのです。そういうことを踏まえてこの教育に関しての質問を終わります。何か答弁があれば。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 本日は、大変教育の今日的課題を取り上げていただいて、しかもいろんなご提案もいただきましたことに対して感謝を申し上げたいと思います。そういった変化に対応していく今教育の在り方というのが求められておりますので、議員にいろいろご指摘いただいたことも十分踏まえながら、町長部局とも連携しながら、白老町の子供たちの教育の充実にもこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ここで教育委員会の中で教育長に説明したのは不易流行ということですので、理解してほしいと思います。

それでは、指定管理者制度の見直し及び効果的な運用について伺います。

(1)、指定管理者制度の目的と活用について伺います。

(2)、各指定管理者の施設管理の実態と運営状況について伺います。

( 3 )

指定管理者制度の見直しの取組状況と進捗状況及び工程表とその管理について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「指定管理者制度の見直し及び効果的な運用」についてのご質問であります。

1項目めの「指定管理者制度の目的と活用」についてであります。

指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するた

めに設けられた地方自治法上の制度であります。

その制度を活用することによって、施設管理における費用対効果の向上及び管理主体の選定手続きの透明化を図り、民間事業者の活力を住民サービスの向上に寄与していくものです。

2項目めの「その他施設管理の実態と運営状況」についてであります。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、総合体育館や町民温水プールなどのレクリエーション・スポーツ施設が13施設、しらおい経済センターなどの産業振興施設が2施設、寿幸園などの社会福祉施設が2施設、萩野公民館の文教施設が1施設、全部で18施設となっております。

施設の運営につきましては、指定管理者制度の円滑な運用と指定管理業務の適正な執行を確保するため、制度活用の基本的な考え方や必要な事務処理について「指定管理者制度に関する指針」及び「指定管理者の指定に関する事務処理要領」を定めて統一的に進めております。

3項目めの「制度の見直しの取組状況と進捗状況及び工程表とその管理」についてであります。

所期の目的に基づいて、現状の課題解決のため、運用面における改善点を洗い出し、各施設における運用状況を検証しながら事務処理等の見直しの検討を進め、指定管理者の指定に関する事務処理要領の改訂を行ったところであります。

本年度で指定期間が終了する施設については、募集要項において改善を反映させ、施設の適正な管理運営に努めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今答弁を聞いて、別な原稿を読みますけれども、ただいま町長は指定管理者の指定に関する事務処理要領の改定を行ったところという答弁でした。私は、さきの3月議会で指定管理者制度の見直しについて質問しています。町長は、指定管理者制度を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、改めて本制度の目的、メリット、デメリットを整理し、新たなガイドラインの策定を進めていくと答弁していますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 新たなガイドラインの作成についてというところでございます。

それで、前田議員ご指摘のとおり、行財政改革推進計画の中にも指定管理者制度の見直し及び効果的な運用というような形で、個々の取組内容につきましては指定管理者制度に関する指針の見直しを行い、新たな指定管理者制度導入による効果的な運用を図りますというような形で計画上定めております。それで、担当といたしましてもう一度この指針につい

で見直しというか、検証を行いました。それで、いろいろと効果的な運用というような観点でいきますと、この指針よりも事務処理要領をきちんと見直しをしたほうが今後の統一的な運用、指定管理者制度の運用が図られるというような観点から、今回事務処理要領を見直しをしたというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 行政改革の中にも指定管理の指針が書いています。そうではなくて、私が言っているのは町長は新しいガイドラインの策定と言ったのです。この2つの見直しは言っていないのです。そうですね。全然意味合いが違います。本制度の新たなガイドラインだから。ということは、では今日の答弁は事務処理要領を見直したにとどまっているのだ、今。では、町長が3月に施策決定の答弁をしたにもかかわらず、その後6か月足らずでこんな事務処理要綱を見直すだけの方向に転換になってしまったのですか。大きな問題です。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 指定管理者制度のガイドラインというような形で、その事務処理要領がガイドラインという位置づけになるかというのは前田議員とちょっと相違があるところかとは感じているところでございますが、私たちとしてはガイドラインと申しますか、その指針、いわゆるガイドラインを補完する事務処理要領ということで、こちらは新たなと申しますか、大きく見直しをしたというような捉えでございまして。具体的にお話をいたしますと、前田議員がご指摘のとおり、3月の議会において前田議員より4点ほど指定管理者制度の見直しについてご提言をいただきました。それを振り返ってみますと、1つは利用者の満足度、そして2つ目には収支計画、実績、3つ目にはサービス提供、業務改善、4つ目には組織管理体制、この辺の適正な実施、この4点が必要ではないかというようなご提言をいただきまして、そちらを我々担当として踏まえまして内部の中で協議をさせていただきまして、大きくその4点について見直しをしたところでございます。

それで、具体的に見直しをした項目を掲げさせていただきますと、まず1つ目はモニタリング制度の導入ということで、これは国の指定管理者の制度の調査においては76%の自治体がもう既に実施をしているというような状況から、正直なところ白老町においてはこのモニタリング制度、評価制度が導入されていなかったというような実態がございまして、今般この見直しを図ったところでございます。その内容につきましては、指定管理者からの月次報告、利用者のアンケート、そして指定管理者の自己評価を受けての施設管理者が点数制による総合評価を実施するというところで、この効果については指定管理者が本当にそれでいいかどうかという評価につながる、あとは利用者の満足度につながるというような形で1つ目に見直しました。そして、2点目といたしましては収支計画書の見直しということで、指定管理者の業務分と自主事業分を分けて報告していただくというような内容に見

直しております。こちらにつきましては、指定管理者の経営努力指数につながるという効果が認められるというような状況での見直しの観点でございます。そして、3つ目といたしまして事業計画、報告の見直しでございます。こちらにつきましては、サービス向上への取組状況ですとかニーズ把握の取組状況、これはいわゆる利用者ニーズへの対応というような観点から、こちらを大きく見直したと。そして、4点目は実地調査ということで、年1回以上指定管理者と施設担当課がきちんと意見交換をしよう、さらにはきちんと実地調査をしようというような形で、指定管理者との関係づくりですとか業務改善の有無、やはり実地調査を行わないと、どこが悪いのだというようなことがはっきりいたしませんので、業務改善の有無をはっきりさせるためには意見交換であったり実地調査が必要であろうというような観点から、見直しを行ったというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は、答弁の中で今言ったように新たなガイドラインを策定すると言ったから、それでオーケーしたのです。そして、事務的に指定管理者制度の指針について、この中身が今課長が答弁したような部分があるから、4つの中でやったらどうですかということ言っているはずなのです。そこにいっているのではないのですよ、落ちは。あくまでも町長は新しいガイドライン、私はどういうことになるのかと、そう期待していたのです。それがそういう事務事業の感じにとどまってしまって、このガイドライン。モニタリングだけだったから、これは昔から言われていた話なのです。ただ、そこにいつてしまったから、町長が議会で言ったと重く感じているから、新たなガイドラインだよ、新たな。そういうことを言ったのが何でそういうふうにしり替わったのかということ言っているのです。中身については分かりましたけれども。そうすると、新たなガイドラインの策定は白紙に戻るということでよろしいですね。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 白紙に戻るというような形で、そういうような意味合いで私たちは取っていないです。あくまでも前向きに指定管理者制度の効果的な運用のためにいろいろと統一的な、庁内部としてこれから指定管理者制度を運用していくために前向きな検討を踏まえた中で、総合調整部門である企画財政課と施設担当課である各課で2回ほど会議をして、庁内会議を踏まえた中でこういった前向きな議論をしたというような形です。ガイドラインを白紙に戻すという考え方ではございません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） その部分については議論しませんけれども、後でまた別な形の中で経過を見ながらチェックしたいと思います。

それで、私が言っているのは3月、当時の担当課長も答弁したのを踏まえて質問している



のです。やっぱりそういうことをやりたいと言っているから。そうすると、町の指定管理者制度に関する指針の目的の一つに民間の能力を活用して経費の削減等を図ると、こうありました。そしてまた、制度の導入の検討には民間業者等が運営したほうが低コストとなることが期待できるということが書かれています。今課長の話をする、指定管理のチェックだけの方向性みただけけれども、運営自体の。そうすると、経営の削減を図る、そして低コストとなることの定義、そしてその判断基準になる線引き、ボーダーラインの基準というのは今の要綱の改定の中で設定されていますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 経費の削減の関係でございます。

具体的に指針あるいは事務処理要領の中で幾ら削減されればよろしいですかボーダーライン的な、そういった具体的な数値については特に指針の中では定められておりません。しかし、先ほどご説明させていただきましたように、今回の見直しの中で指定管理者業務の分と自主事業分のきちんとそういった収支計画を分けて経営努力に対する指数を求めたりですか、そういうような見直しを図っているところでございますので、きちんとその中で今後においては明確になってくるのではないかと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 3月会議で評価、判断基準について、現状としてはまだ担当者によって基準にばらつきがあるというところも見受けられるので、これから統一した判断基準をつくり、そういった見直しを進めると言っているのです。そこで、サービスの向上、コストの費用対効果の判断基準など、どう具体的に明示するかが重要な論点になってくるのです。そこで、サービス向上、経費削減、低コストに関しての算定測定等の目安や根拠となる統一した判断基準と定義を明確にしておくべきではありませんか。今は考えるみたいな答弁ですけども、明確にするべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） すみません。私のご説明が悪くて申し訳なかったのですが、要するに先ほど言ったように、何回も同じ重複答弁になろうかと思うのですが、収支計画書、先ほど自主事業の分の観点ですとか、あと事業報告書の中というような形できちんと示していただいて、それで点数化を図って、そういった庁内の統一的な判断基準を持たせているというような形での見直しをきちんと、現実的にはこれからの要綱の、8月に策定をしましてこれからスタートする部分ですので、これからの対応ということにはなりますが、そういった判断基準の下に進めていくという内容になっているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番(前田博之君) 今課長が言われた部分でぐっと判断基準を設定して厳しく審査、評価していく。そうすると、これは新規導入の施設にも関わっていますが、これははつきり申し上げたいのだけれども、指定管理施設の検証、評価で指定管理制度の目的に達しておらず、本制度に合致しない施設や指定管理者による場合と比べ、町が直接管理運営したほうがメリットがあると認められる場合は直営に戻すことや指定管理者制度を適用しないことを白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針に盛り込めませんか。

○議長(松田謙吾君) 大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 今実際に指定管理者制度を活用している施設、合致しないかどうか、そういったことで直営に戻すべき施設もあるのではなかろうかということで、その見直しの部分というような観点でのご質問かと思えます。

それで、指定管理者制度に関する指針の中に、3番目に指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方ということで統一的に示されているところがございます。それで、導入に当たっての基本的な考え方ということで、まず導入施設、今現実的に導入している施設についてはきちんと継続を継承の上、特段の理由がない限り指定管理者制度を継続しましょうということになってございます。そして、今直営施設として管理しているものについてはサービスの向上、経費の削減の見地から導入を検討し、それでよろしいということであれば移行しましょう。それで、新規施設、こちらについては基本的には指定管理者制度を前提に考えていこうというような形で指定管理者制度の指針の中に統一的に考え方が定められている状況でございます。

○議長(松田謙吾君) 6番、前田博之議員。

[6番 前田博之君登壇]

○6番(前田博之君) それは理解します。私が言うのは、今その要綱を使って見直しをして比較したけれども、やっぱり指定管理者は高いといったときには直営に戻すと、制度にしないということをしたらどうですかと言っているのです。

それで、これはある自治体ではそういうことをやっているのです。こう言っているのです。指定管理者制度の管理運営方針の基本原則として指定管理者による場合と比べ、直接運営したほうがメリットがあると認められる場合は本制度は適用しないものと運営方針に明記しているのです。だから、ぜひ本町でもこれぐらいの財政効率、そういう部分でいけばもう一回白紙に戻してそういうことを考えるべきだと思うのです。ぜひ今言った部分を前向きに検討できないですか。

○議長(松田謙吾君) 大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 前田議員から今具体的にほかのまちの事例も掲げていただきました。それで、まず町長の1答目の答弁でもありましたように、この公の施設、指定管理者制度というのは地方自治法の法律に基づいて指定管理者制度というのが運用されております。それで、地方自治法の244条の2というのが根拠条例になっているのですけれども、

ここの条文では普通地方公共団体は、公の施設の指定の管理を指定管理者に行わせることができるというような規定になっています。ですから、行わせるではなく行わせることができるというような形ですので、それを直営にするか、それとも指定管理者制度の指定にするかというのは、これは自治体の裁量権ということになりますので、前田議員ご指摘のとおり、一番最初に指定管理者制度を白老町が導入したのは平成18年であります。それで、今15年経過しているということで、当初からももちろん社会情勢も変化しているというような状況を踏まえて、この辺は本当に合致しているかどうかというのを立ち返って、きちんと見直しできるものは見直していきたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

---

再開 午後 4時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ続行いたします。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 前にこの議会の場で町長は、課長の答弁は町長の答弁、考えだと、こう言っていました。それで、大塩課長、ある会議の席でこの指定管理について、言うことは分かっていますよね。ある程度合致しなかった場合は直営に戻したほうがいいのではなかったかという正直なところでありますと、ここはいま一度立ち返って本当に制度を活用していくべき施設なのかどうかというのは議論していかなければならないと。これには間違いはないのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 先ほどの答弁のとおり、合致していない施設というのが本当にないかどうかというのは再検証しなければならないと思いますし、私もこの立場になって指定管理者制度というのが本来的な法律上に沿った形かどうかというのをもう一回立ち返って見直すものは見直したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 積極的な答弁、期待しています。本来は公共施設の設置者は町長ですから、本来は落としどころがどこにくるか分かりませんが、そこでこれは最後にします。ということは、町は平成18年度から本制度を導入していますけれども、時間の経過とともに本制度の目的かつ施設管理や運営面での硬直化や非効率化が進み、さらにコスト増嵩に加えて従来の施設の運営管理の域を出ない丸投げ的な状況に現状あります。だから見直すと思います。このことを十分踏まえて、新規に導入を考えている施設や更新適用施設については指定管理者ありきや前のめりになることなく、本制度の適用の可否を総合的に判

断し、直営や直営に戻すとの英断も視野に最適な手段を講じるべきではないでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 前田議員からお話のあった点については、私ども確かに18年から導入をして15年たって、ご指摘のように本当に運営の中での硬直化というのも実際にあるという認識はしております。その中においても、いかにではそのところを当初のというか、本来の指定管理者制度のありようをもって是正を図っていくかというところは十分、今新しい管理者の募集、公募に入っていますけれども、先ほども答弁にあったように、公募の中においても一定限の押さえ方をしておりますし、それから今後の更新時期に合わせて十分そのところはしっかりと判断をして、今後のありようについて本当にこのまま指定管理でいいのか、それとも直営に戻すのか、業務委託として出すのか、そういったことも多々多面的に捉えながらやっていかなければならない状況に、町としては町民サービスが多様化する中でそれにどう応えるか、同時に何とか今危機的な状況は財政的には回避できたとしても、今後財政的な問題が出てくる中でどういような効果的な指定管理の運営ができるかどうかということも含めて、十分そのところは今ご指摘をいただいたところをしっかりと受け止めて対応したいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 全部で18施設あります。今日は個々のものは言いませんけれども、本当に指定管理者になじむ施設かということは多々いっぱいあるのです。当然収入、利用客の増、そういう部分を含めると、安易に指定管理でやっているところはいっぱいあります。ぜひ今の副町長の答弁を実行してほしいなと、こう思います。失礼ですけれども、これまで議論してきましたけれども、ぜひ聞き流されないことを念じつつ、質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって会派きずな、前田博之議員の一般質問を終わります。